

条例学習会

第1回～第11回までの内容は、みらい通信NO. 22に掲載

| 回 | 月日 | 内容 | 備考 |
|----|-------|---|---|
| 12 | 5/15 | “ 1 条例策定委員会についての提言”について | 5/29 豊川市に提出 |
| 13 | 6/19 | 講演『条例に盛り込むものを考えよう！』 | 講師：前神谷進也生活活性部部长 |
| 14 | 8/21 | “豊川らしい条例とは” | |
| 15 | 9/15 | 第1回 8/26 豊川市男女共同参画懇話会報告 | 豊川市男女共同参画懇話会が条例策定委員会となる |
| 16 | 10/1 | 第2回 9/22 豊川市男女共同参画懇話会報告 豊川市条例素案検討 | |
| 17 | 10/16 | 第3回 10/14 豊川市男女共同参画懇話会報告 豊川共生ネットみらい案検討 | |
| 18 | 10/27 | 2 豊川共生ネットみらい案検討 | 11/5 豊川男女共同参画推進条例制定に関する懇談会（ゆうあいの里にて）に出席し、豊川共生ネットみらい案を提出 |
| 19 | 11/20 | 3 パブリックコメント提出案検討 | 11/30 豊川市に提出 |
| 20 | 12/18 | “条例制定までとその後” | |
| 21 | 1/22 | 第4回 12/19 豊川市男女共同参画懇話会報告 | |

1 豊川市における男女共同参画条例策定委員会についての提言 平成20年5月29日

豊川共生ネットみらいでは、平成19年6月より男女共同参画条例についての学習を重ねてまいりました。また、豊川市においては平成20年3月議会で男女共同参画条例を制定するとの発表があり、いよいよ現実化される運びと聞き及びました。

私たちの願いは、条例施行の暁には、現時点より条例が市民に身近なものになり、男女共同参画社会づくりに対する市民認識が高まっていることです。今できることは、そうした市民意識の土台をつくるために、条例の策定過程そのものを、男女共同参画社会づくりの民意を上げる絶好の啓発機会と捉えることが必要だと考えます。そこで、ガラス張りの討論の場が設定され議論を積み重ねられるように、策定委員会を従来の委員会とは異なる方式のものとしていただくことを、私たちは提言いたします。

私たちは、より実効性のある条例になるよう、さらに学習を深めるとともに市民啓発に努力するつもりです。

是非ご検討のほど、よろしくお願いいたします。

提言

- 1、策定委員を人数制限なしで公募する
- 2、公募応募者の全員を策定委員とする
- 3、ワークショップ形式の委員会とする



2 条例について（部分）（豊川市条例素案の条文と対比して書いてあります。）

豊川共生ネットみらいは、男女共同参画社会を次代につなげる希望であると考えています。

条例を、その実現のための、私たち市民の共通認識と共通理解を促す土台であり、社会づくりの指針となるものと捉え、大切に思っています。

条例が易しい言葉の使用と分かりやすい表現で書かれることによって、子どもからお年寄りまで誰にでも理解される身近な条例として、生き続けていくと思えます。

豊川市条例素案

名称 豊川市男女共同参画推進条例
 前文 (略)
 第1章 総則
 第1条 (目的)

この条例は、男女共同参画の推進について基本理念を定め、市の責務と、市民、教育に携わる者、市民の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めて、その施策を総合的かつ計画的に市民等とともに推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とします。

豊川共生ネットみらい案

名称 豊川市男女共同参画社会推進条例
 前文 (略)
 第1章 総則
 第1条 (目的)

この条例は、市民が、互いに人権を尊重し自立した個人として平等に社会参画し、安心して暮らせる男女共同参画社会を実現させることを目的とします。

全文をみらいホームページで見ることができます。
 印刷したものは事務局にあります。

豊川共生ネットみらいの条例についての考え方

1. 条例の名称を『豊川市男女共同参画社会推進条例』とすることを提案します。素案は『豊川市男女共同参画推進条例』ですが、私たちは“社会”を付け加えます。
 - (1) ・男女共同参画や男女共同参画社会を必要としない人も含めて推進し、その中で男女平等が成し遂げられた時、その活動そのものが無意味になる社会こそ、求めるべき社会だと考えています。
 - ・素案のように、“社会”がない場合、“男女共同参画はやりたい人に任せ、それに賛同しない人には要求しない”という意味合いになると考えます。
 - ・男女共同参画社会づくりをすべての人が受け入れ行動することを願い、私達は名称に“社会”の二文字を加えることを提案します。
 - (2) ・国では、男女共同参画“社会”の実現を『21世紀の日本社会を決定する最重要課題』と位置づけています。
 - ・国は、そのための法律として『男女共同参画社会基本法』を制定しました。
 - ・私達は、この『男女共同参画社会基本法』を大切に考えています。
2. 条例への期待 2の前文を記載

全文をみらいホームページで見ることができます。
印刷したものは事務局にあります。

豊川市の回答(部分)(豊川市ホームページより)

条例は「男女共同参画社会基本法」を踏まえて制定します。男女共同参画社会の実現のためには、豊川市に係わるすべての者の一層の理解、参加、協力が必要であり、個の意識を改革することで、目指すべき社会が形成されると考えます。“社会”を加えると、“個々”が希薄になると考えますので、社会を形成する“個々”を意識してもらうため、「社会」はつけない方がいいと判断しました。しかしながら、条例名は、その目的や性格が分かりやすく表現されることが重要であり、加えて、特に本条例の場合、親しまれやすいことも必要であると考えますので、さらに検討します。

豊川市男女共同参画懇話会の議事録と資料

http://www.city.toyokawa.lg.jp/town/060030_index.html

パブリックコメントへの豊川市の回答

<http://www.city.toyokawa.lg.jp/munic/200812150006.html>



議会傍聴をしよう!

豊川市男女共同参画推進条例案の審議【下記、予定につき、議会事務局に事前確認を!】

1月27日(火) 豊川市男女共同参画懇話会山本和子会長が市長に提出。

3月6日(金) 13:30~ 生活文教委員会で審議予定 本庁3階議会委員会室傍聴席10席

3月17日(火) 13:30~ 本会議で採決予定 問合せ先 議会事務局 89-2150

2008年12月17日

国際ソロプチミスト豊橋
ポートより、豊川共生
ネットみらいの活動に対し
て社会ボランティア賞を
いただきました。

講座 支えあいの社会をめざして生まれた制度

～40歳から払っている介護保険～

介護保険制度を身近にするために介護保険制度の目指すもの、あらまし、現状を学びます。

講師 介護高齢課 牧野昭さん

日時 2月19日(木) 13:30~15:00

場所 ウィズ豊川2階視聴覚堂 無料

男女協働で支えあう高齢社会は、男女共同参画社会
豊川共生ネットみらいは、人に差別なく思いやりの心を大切にす
るまちづくり(豊川市男女共同参画プラン社会像1)をめざしています。